

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料

- ・ 第154回 令和4年3月18日開催

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

## 鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第154回）

- 日時：令和4年3月18日（金）午後3時から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監  
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、交流人口拡大本部、危機管理局、  
総務部、福祉保健部、子育て・人財局、生活環境部、教育委員会  
（テレビ会議参加）  
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター  
鳥取市保健所長
- 議題：
  - （1）基本的対処方針の変更について
  - （2）県内の感染状況について
  - （3）その他

1

## 岸田総理発言のポイント(R4.3.16)

- ◆ 21日に期限を迎える18都道府県のまん延防止等重点措置については、同日をもって全て解除する。
- ◆ 第6波の出口ははっきり見えてきた。
- ◆ 新型コロナウイルスは、オミクロン株であっても、致死率や重症化率がインフルエンザよりも高く、汎用性の高い経口治療薬もいまだ存在していない。
- ◆ 今後しばらくは、平時への移行期間、すなわち、最大限の警戒をしつつ、安全・安心を確保しながら、可能な限り日常の生活を取り戻す期間とする。
  - 最大限の警戒の方策
    - 第1に、オミクロン株に対応した医療体制の維持・強化
    - 第2に、熱があるときの外来診療の強化
    - 第3に、治療薬の確保
    - 第4に、身近な検査体制の強化
    - 第5に、更なるワクチンの確保
  - 可能な限り日常の生活を取り戻すための方策
    - 第1に、ワクチン接種歴や検査キットの活用
    - 第2に、濃厚接触者の範囲の重点化と待機期間の短縮
    - 第3に、ワクチン接種
- ◆ 観光需要喚起策については、「県民割」を4月1日から「地域ブロック」に拡大する。
- ◆ 感染防止と子供の健やかな学びが両立できるよう、子供たちにとって何が最善かを第一に考えて、検討・取組を推進する。

2

## 基本的対処方針の改正のポイント(R4.3.17)

- ◆ まん延防止等重点措置は解除されるが、地域の実情に応じた感染防止策を講じて感染症の脅威を社会全体として引き下げながら、経済社会活動の正常化を図っていく。

### 積極的疫学調査・濃厚接触者の特定

- 対応が可能な自治体は、引き続き幅広く積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者を特定する。  
⇒(対応が困難な自治体は、)オミクロン株が主流の間、保健所等による濃厚接触者の特定を行わない場合は、出勤については一律に制限を行わず、感染者と接触があった者に対して、重症化リスクの高い場所への外出を控えることを促す等、状況に応じた自主的な感染対策の徹底を求める。
- 重症化リスクの高い方が入院・入所している医療機関、高齢者施設について、積極的疫学調査を集中的に実施し、行動制限を求める。
- 感染するリスクの高い家庭内の濃厚接触者についても、保健所等による特定・行動制限を実施する。

### 濃厚接触者の待機期間

- エッセンシャルワーカーに限らず、4・5日目に検査が陰性であった場合、5日目に待機の解除を可能とする。
- 医療機関、高齢者施設等や保育所、幼稚園、小学校等の従事者は、毎日検査による陰性確認により業務従事を可能とする。

3

## 基本的対処方針の改正のポイント(R4.3.17)

### 感染防止策の徹底

- 医療機関、高齢者施設等や保育所、幼稚園、学校等において、感染者が発生した場合の幅広い検査の実施、発熱等の症状がある職員等の休暇取得の徹底や職員に対する早期のワクチンの3回目接種等を行う。また、クラスターが多発する場合には、職員に対する検査の頻回実施、部活動の制限を行う。

### ワクチン接種

- 4回目接種に向けてワクチンの確保を行う。
- 12歳から17歳までの方への3回目接種に向けて令和4年4月以降に接種を開始できるよう準備を進める。

### 検査

- 抗原定性検査キットについては、国が感染拡大による急激な需要増や経済活動のニーズにも対応可能な量を確保する。
- 飲食、イベント、旅行等の活動に際してワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する自治体や民間事業者等による取組を推奨する。

### 治療薬の実用化と確保

- 開発中の治療薬の実用化をさらに加速化するための支援を強化する。
- 治療薬を必要する方に行き渡るよう、更なる治療薬の確保に取り組む。

4

# まん延防止等重点措置の終了

## まん延防止等重点措置地域について、3月21日の期限をもって全て終了

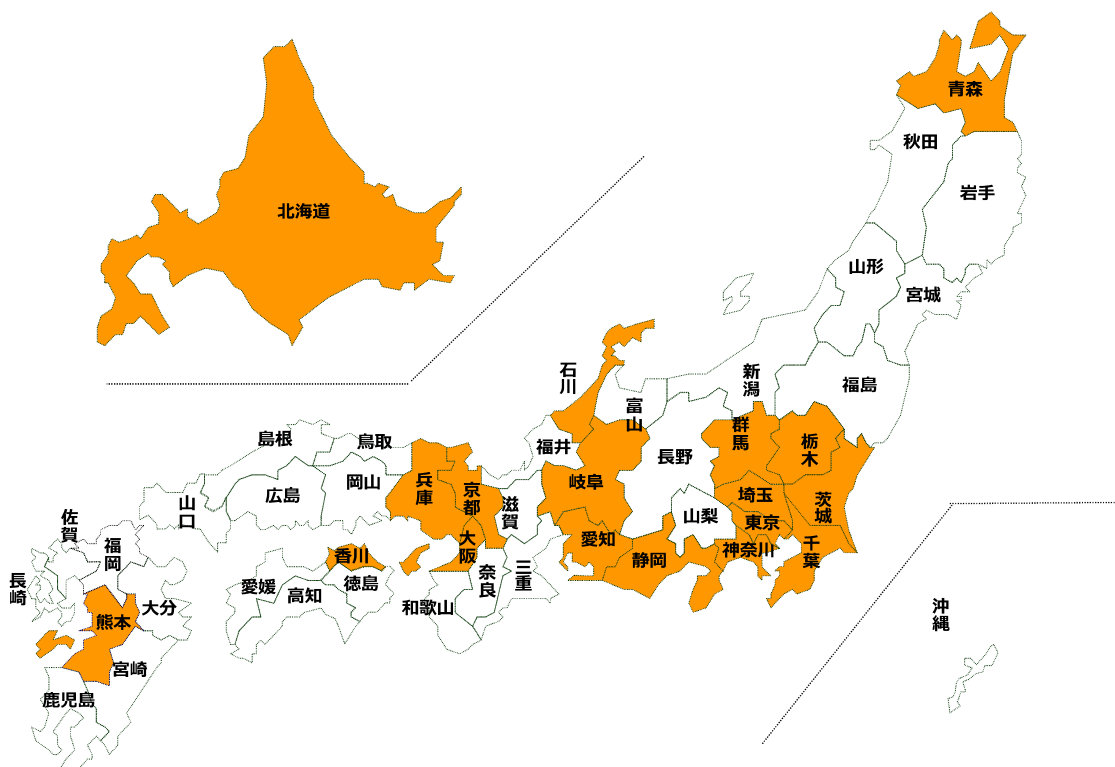
まん延防止等  
重点措置終了  
18都道府県

北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、香川県、熊本県

5

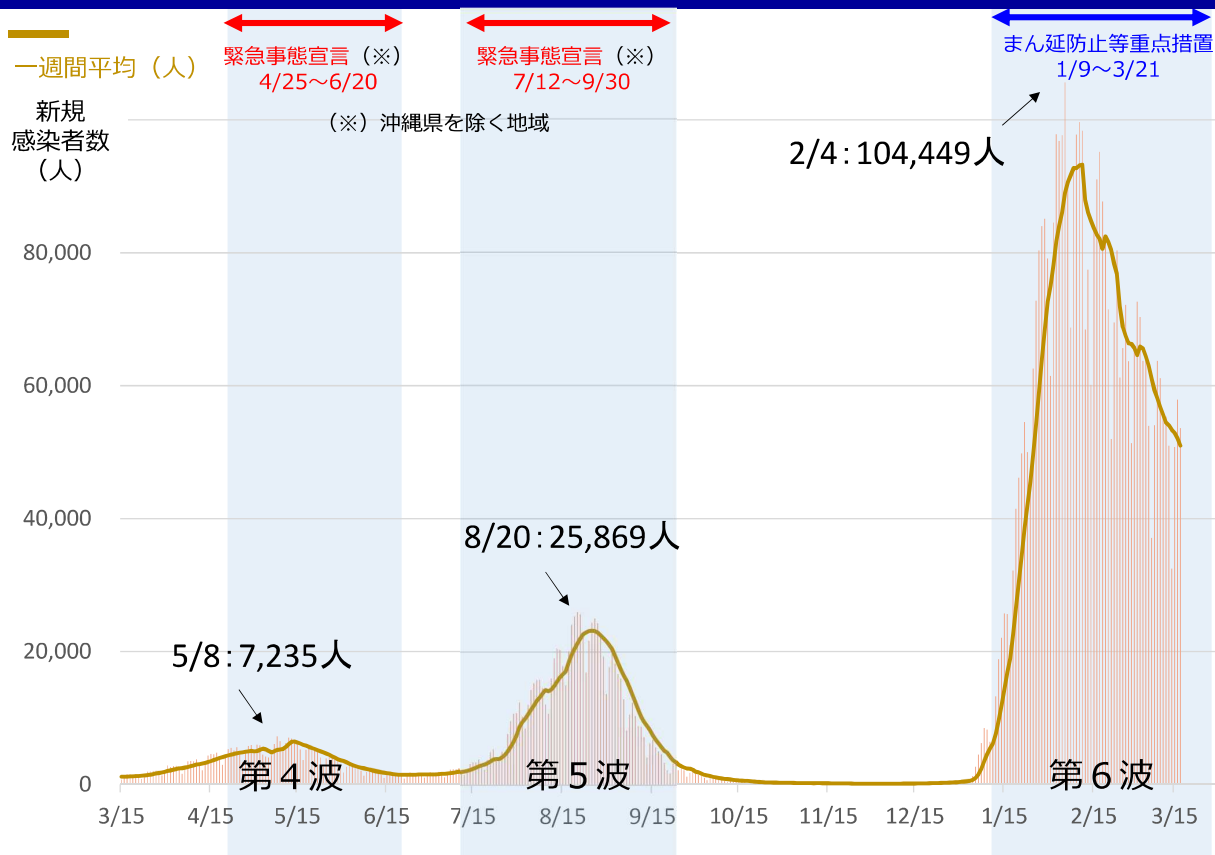
## まん延防止等重点措置の終了地域

まん延防止等重点措置終了地域（18都道府県）



6

## 全国の新規感染者数の推移と緊急事態宣言等の発令状況



7

## 県外との往来について

3連休や春休み、進学・就職など、県外との往来が増える時期となりますが、全国的にオミクロン株による感染が高止まりしている状況です

**県外との不要不急の往来は慎重にご判断ください**

兵庫県のうち香美町及び新温泉町(因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏)、島根県  
→通勤、通学、生活用品の買い物など、感染予防対策を取った上での必要不可欠な往来については、差し支えありません。

### 県外に行かれる際のお願い

- マスクは正しく着用、手洗い・消毒など基本的な感染対策を徹底しましょう
- 繁華街や人混みを避け、感染リスクの高い場所は避けましょう
- 飲食の際は、短時間で感染対策が徹底されている店を選びましょう
- 県外では目的以外の活動は控え、必要最小限の行動となるよう心掛けましょう
- 体調が悪い時は、無理をせず県外との往来は避けましょう

### 県外から帰られた際のお願い

- 帰県後はPCR等検査を受け、陰性確認までは活動を控えましょう
- 発熱、倦怠感など症状があれば、すぐに受診又は受診相談センターに相談しましょう

令和4年1月20日からまん延防止等重点措置終了日まで要請していた特措法第24条 第9項による「県境をまたぐ不要不急の移動自粛」については、まん延防止等重点措置の終了にあわせて3月21日をもって終了とします。

**県民の皆様、ご協力ありがとうございました。**

8

## 帰省・旅行・赴任・就学等で来県される方へのお願い

- 来県までの1週間は必ず感染リスクの高い行動は控え、検査を受検して陰性を確認してから来県をお願いします
- 来県後、感染不安のある場合、来県前に検査が受けられなかった場合は、必ず無料検査を受検してください
- 体調が悪い時は、無理をせず帰省・旅行・赴任等の時期を調整してください
- 来県後も1週間程度は、会食など感染リスクの高い行動は控えてください
- 来県時は家庭や職場でも感染対策を徹底しましょう
- 家庭内で対策が難しい場合は宿泊施設の利用を検討しましょう

発熱、倦怠感など症状があれば、すぐに受診又は受診相談センターに相談しましょう  
「受診相談センター」(TEL0120-567-492)

9

## 特措法第24条第9項による感染防止対策徹底の要請

■ 区 域 鳥取県全域

■ 期 間 令和4年3月3日から4月10日まで

### ■ 要請内容

- 「正しいマスクの着用」「定期的な換気」「手洗い・消毒」をはじめとした**基本的な感染予防対策の徹底**をお願いします。
- 集会やイベントなど**人が集まる場合**は、「密の回避」や「人と人との距離の確保」、「マスク着用の徹底」など**感染防止対策を徹底**するようお願いします。
- 職場や飲食店等における業種ごとの**感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底**し、感染防止対策を万全にするようお願いします。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項は、新型コロナウイルスの感染拡大を抑え込むために、県民の皆様にご協力をお願いする制度です。

10

## 無料検査等を活用した感染拡大防止

「みんなで守ろう！新型コロナ リバウンド防止特別月間」にあわせて

**4月10日(日)まで延長します**

不安を感じる県民の皆様は、ぜひ検査をお受けください

特措法第24条第9項は、新型コロナの感染拡大を抑え込むために、皆様に協力をお願いする制度です。

**次の皆さんは、特に積極的に検査を受けてください。**

- ✓ 進学、就職、転勤などで県外から移動されてきた方(移動前にも受検を！)
- ✓ 感染拡大地域に行かれた方、感染拡大地域の方と過ごされた方
- ✓ 不特定多数の方と接触するなど感染リスクの高い行動をされた方

～無料検査に関してご不明な点のお問合せは～

鳥取県無料検査コールセンター ☎0570-783-563 (土日含む毎日、9時～17時)

### ◆学校等の再開に向けたスクリーニング検査(モデル実施)

⇒ 学校等で陽性者が確認された場合、再開にあたり  
接触者等に対して、抗原定性キットを活用した  
スクリーニング検査の試行的実施を検討



11

## みんなで守ろう！新型コロナ リバウンド防止特別月間 【R4年3月10日～4月10日の1か月間】

進学、就職、転勤、春休みなどで人々の移動や会食の機会が多くなる時期を迎えます。  
また、より感染力の強い「BA. 2」による感染再拡大も懸念されます。

**感染対策の徹底を是非ともお願いします。**

### ❁ 連休や春休み時に、移動を伴う行動はより慎重に！

- 不要不急の帰省や旅行、仕事など県境をまたぐ移動はできるだけ控えてください
- 移動先ではマスクをしっかりと着用し、混雑した場所や換気の悪い場所など感染リスクの高い場所を絶対に避けましょう
- 検温など体調把握に努め、体調の悪い時は無理をせずに外出を止めましょう

### ❁ 進学・就職・転勤等の移動の際は、健康管理の徹底を！

- 来県前は、感染リスクの高い行動を控え、検査を受検してから来県しましょう
- 来県後も、一定期間は健康観察を継続・体調不良時は行動自粛するほか、  
来県前に検査できなかった方や感染不安を感じる場合は無料検査をご利用ください

### ❁ 歓迎会・送別会はマナーを守って感染対策を！

- 実施の際は、感染対策が取れた飲食店を利用しましょう
- 「密は絶対に避ける」「大声・大騒ぎは控える」「マスク会食」など飲食時のマナーを守りましょう
- 親しい間柄のホームパーティでも感染対策の徹底をお願いします

12

# 本県のオミクロン株感染の特徴を踏まえた対応について

## 1 積極的疫学調査・濃厚接触者の特定

- 原則、従来どおりの積極的疫学調査等を実施
- 重症化リスクの高い高齢者施設や複数名陽性者が確認された施設等は、特命チームが迅速に初動対応

## 2 濃厚接触者の行動制限待機期間

- 国の見直しを踏まえ、社会機能維持者が否かに関わらず期間短縮を可能とする  
[原則] 最終曝露日(陽性者との接触等)から7日間(8日目に解除)  
[期間短縮] 4・5日目の抗原定性検査(又は5日目のPCR検査)で陰性確認することで5日目に解除 ※待機期間終了後も7日間が経過するまでは、自身による健康確認と感染対策の継続を要請
- 高齢者・障がい児者入所施設、保育所、幼稚園、小学校等の従事者は、医療従事者同様に、待機期間中においても、一定の条件下、毎日の検査で陰性確認することで従事可能とする

13

# まん延防止等重点措置の解除に伴う県庁の対応

## ■ 県庁オミクロン株緊急体制を継続

- ◆ 県内における感染状況を踏まえて、**職場全体でオミクロン株対策に全力で取り組む「オミクロン株緊急体制」を継続**  
(今週も米子保健所へ70名、倉吉保健所へ20名を派遣中)
- ◆ 保健所業務をはじめとするオミクロン株対策について、**人事異動があっても適切に継続できるよう、早期の引継や丁寧なOJT**を行う

## ■ 職員の県外出張の取扱い

- 県外への出張は慎重に検討、オンラインで代替可能なものはオンライン対応。関係者等の招へいも同様。
- 私的な場面においても、不要不急の県境をまたぐ移動は控えるなど、県民へのメッセージを踏まえた感染予防対策を引き続き行う

## ■ 県外からの着任職員（異動・新規採用）の対応

- ◆ 感染リスクの高い行動を控え、**検査で陰性を確認してから帰県**

14



## 職員・同居家族が濃厚接触者等になった場合の県庁の取扱い

「事業所等は、感染者との接触を理由とする出勤を制限する必要はない」との国方針が示されたが、感染拡大地域における例外的な取扱いであり、本県では、原則どおり感染拡大防止に取り組むことから、**職員・同居家族が濃厚接触者等になった場合は在宅勤務とする現行の取扱いを継続**する

<参考：現行の取扱い>

職員が濃厚接触者として検査を受ける場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PCR検査を受検</li> <li>・陰性であっても<b>在宅勤務</b></li> </ul> <p>⇒無症状であること、所定の検査で<b>陰性が確認された場合は最短5日で職場復帰</b></p>
同居家族・同僚が濃厚接触者として検査を受ける場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同居家族・同僚の陰性が確認されるまで<b>在宅勤務</b></li> </ul> <p>（さらに、同居を継続する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同居家族が陰性であっても<b>在宅勤務</b></li> </ul> <p>⇒同居家族全員が無症状であること、所定の検査で職員の<b>陰性が確認された場合は最短5日で職場復帰</b></p>
同居家族が学校・職場で一斉検査を受ける場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同居家族の陰性が確認されるまで<b>在宅勤務</b></li> </ul>

※所定の検査

①接触から4日目と5日目に抗原定性検査 又は ②接触から5日目にPCR検査・抗原定量検査 15

## 学校の感染防止対策について

3月19日（土）から三連休及び年度末から春休みが始まります。家庭や地域において感染リスクの高い行動は控えるなど、児童・生徒の皆さん一人ひとりが意識をもって、感染防止対策に取り組みましょう。

<家庭や地域での過ごし方>

- 風邪症状など体調不良が生じた場合は、すぐに医療機関に相談の上で検査を受けるとともに、感染状況を踏まえた自覚ある行動をとる
- 手洗い、正しいマスクの着用（不織布マスクの推奨）、密閉・密集・密接の回避、日々の検温など感染防止対策を徹底
- 密閉空間で換気が悪い場所（カラオケボックス等）、人が多く密集する場所（集会、イベント等）への立入りや参加は極力控える
- 感染が流行している地域との不要不急の往来は極力控える  
→県外を訪問する場合においても、感染リスクの高い行動は控える
- 県外を訪問した生徒又は県外からの帰省者と接触した生徒は、積極的に無料の臨時PCR検査を受検

※県外に帰省する寮の生徒も、帰省先等での感染防止対策を徹底

## 部活動・スポーツ活動の対応

部活動については、3月19日（土）から県内校との練習試合等を再開しますが、感染症対策ガイドラインに則って実施するなど、引き続き感染防止対策に取り組みましょう。

- 参加者（外部の指導者や県外から帰省したOB・OGを含む）の体調確認を徹底  
※本人の体調に不安がある場合、又は家族に体調不良者がいる場合は活動に参加しない
- 運動時以外のマスクの着用（休憩中、ミーティング中等）  
※指導者及びマネージャー等、活動を行わない者も不織布マスクを着用
- 部室、更衣室等利用時の感染防止の徹底  
（利用人数、換気、飲食禁止、会話を控える、注意事項の掲示等）
- 消毒の際には、アルコール（濃度70%以上）で消毒を行うこと
- 近距離での会話や大声での発声をしないこと

◎市町村教育委員会にも上記内容を情報提供し、引き続き感染防止対策を徹底するよう依頼  
◎私立中・高等学校にも上記内容を情報提供し、県立学校と同様の感染防止対策の徹底を要請

17

## 学校教職員が濃厚接触者等になった場合の取扱い

### ■現状の対応

濃厚接触者となった教職員は、原則7日間の自宅療養で、4日目と5日目に検査を行い陰性の場合、7日をまたず解除

### ■国の基本的対処方針、文部科学省通知の内容

（趣旨）

濃厚接触者となった小学校等の職員が、次の要件等を満たす場合は、待機期間を待たずに業務の従事を可能とする。

- ①他の職員による代替が困難な職員
- ②陽性者と接触した日が、3回目ワクチン接種から14日以上経過していること
- ③無症状で、毎日就業前に抗原定性検査キット等による検査で陰性が確認

### ■県教育委員会の対応

国の分科会や文部科学省から新たな対処方針が示されたが、県全体で感染拡大を防止する観点から、現状の対応を継続する。

18

## 保育所・幼稚園等、放課後児童クラブにおける感染対策

これからの季節、卒園式・入園式・発表会等の催事の開催や春休みに伴う放課後児童クラブ利用者数の増加が見込まれます。

今一度、感染予防の意識を高め、より一層の警戒をお願いします。

密を避けるため、座席間隔の確保や換気の徹底、出席者の健康管理、マスク着用や手指消毒など、改めて基本的な感染対策の徹底をお願いします。

(参考)保育所・幼稚園等向け「みんなでしっかり オミクロン予防大作戦」(3/4付周知)

<b>園児・職員の健康管理</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 体調不良等の場合は、園児・職員とも登園・出勤しない(かかりつけ医等へ相談) ※園内にウイルスを持ち込まないことが最も重要です。 ※家庭内での感染対策もご協力を</li></ul>	<b>マスク着用</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 3歳以上児は可能な子は不織布マスク着用を奨める</li><li>・ 2歳児は着用が難しい園児は着けなくてよい</li><li>・ 2歳未満児は着けない ※ただし、どの年齢においても、体調変化に十分注意し、無理して着用させない</li></ul>	<b>手指・おもちゃ等の消毒</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 食事、歯磨き等の飛沫が手に付く活動後は、石けんでの手洗い又は手指消毒を徹底</li><li>・ おもちゃ等は、こまめな消毒</li></ul>
<b>食事時</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 食事の1テーブルの人数を減らす(小さいテーブルは2人、その他は4人掛け)</li><li>・ 前・横にもパーティションの設置</li></ul>	<b>定期的な換気</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 常時又は30分に1回以上の換気を徹底 (CO<sub>2</sub>濃度測定器等の活用)</li><li>・ 2方向の窓を同時に開けて吸込口と吸出口を意識して空気の流れを作る</li></ul>	<b>距離の確保など</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 可能な限り距離をとった保育活動(運動遊び、歌遊び等)</li><li>・ 早期保育・延長保育では、合同保育を極力控え、異なるクラスの園児が交わることを避ける工夫</li></ul>

19

## 高齢者施設等における感染対策

濃厚接触者の待機期間が見直されたことを受け、高齢者施設等の職員が業務従事のためにPCR検査を行う際には、PCR検査補助金をご活用下さい。

施設職員の感染事例が相次いでいますので、PCR検査の早期実施による陽性者把握など施設内感染防止のため、警戒をお願いします。

### ○ 濃厚接触者の待機期間の見直しへの対応

- ・ 濃厚接触者の待機期間について、高齢者施設等の従事者は一定の要件の下、毎日の検査による業務従事が可能とされました。当該検査にはPCR検査補助金をご活用いただけます。

<社会福祉施設等に係るPCR検査等支援事業補助金>

- ・ 補助対象施設: 高齢者施設、障がい者施設、保育施設、医療機関等
- ・ 補助率: 10/10(上限は1人・検査1回当たり2万円)

### ○ PCR検査の早期実施

- ・ 3月末まで、施設におけるPCR検査への支援の拡充を行っています。
- ・ 既に206法人・約3,300人の施設職員の皆様に制度を活用いただいておりますが、早期検査で陽性者を把握して、感染対策を徹底して下さい。

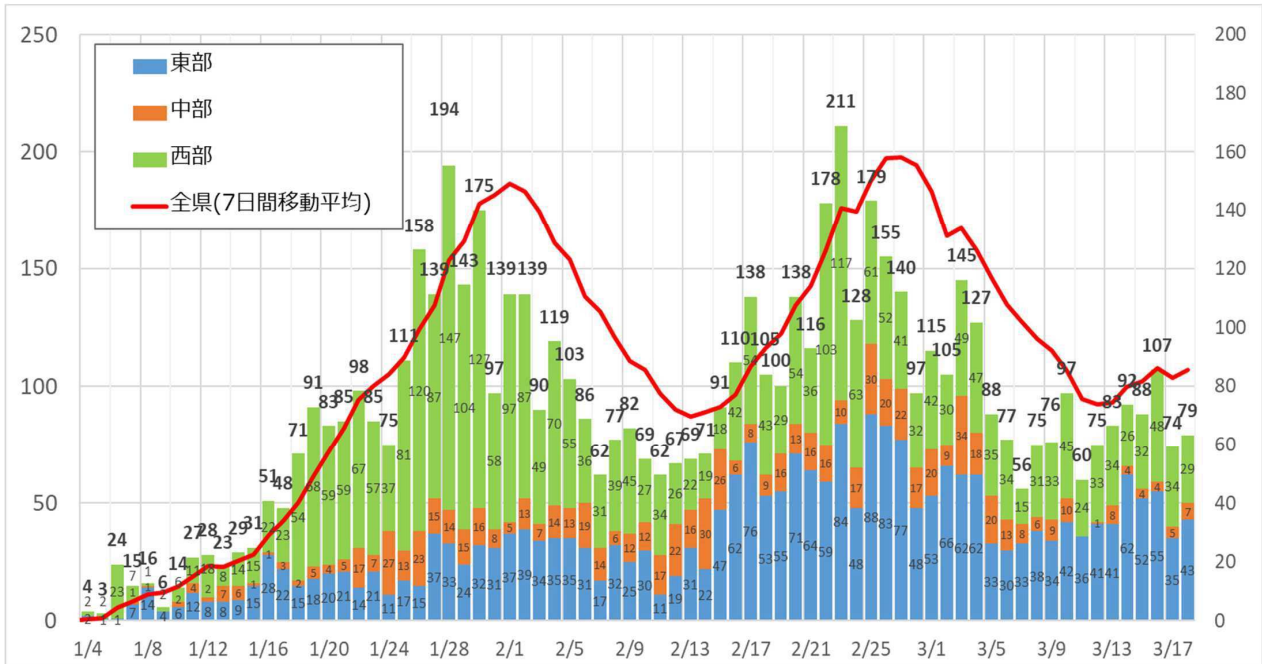
### ○ 職員の体調管理、家庭内における感染予防の徹底

- ・ 職員の体調管理を徹底し、少しの発熱、喉の違和感、倦怠感など、体調不良時には直ちに出勤を取りやめ、早期に検査を行って下さい。
- ・ 家庭内感染に起因する施設での感染事例が発生していますので、職員の家庭内における感染予防も徹底して下さい。

20

# 第6波の新規陽性者数の推移

【公表日ベース】



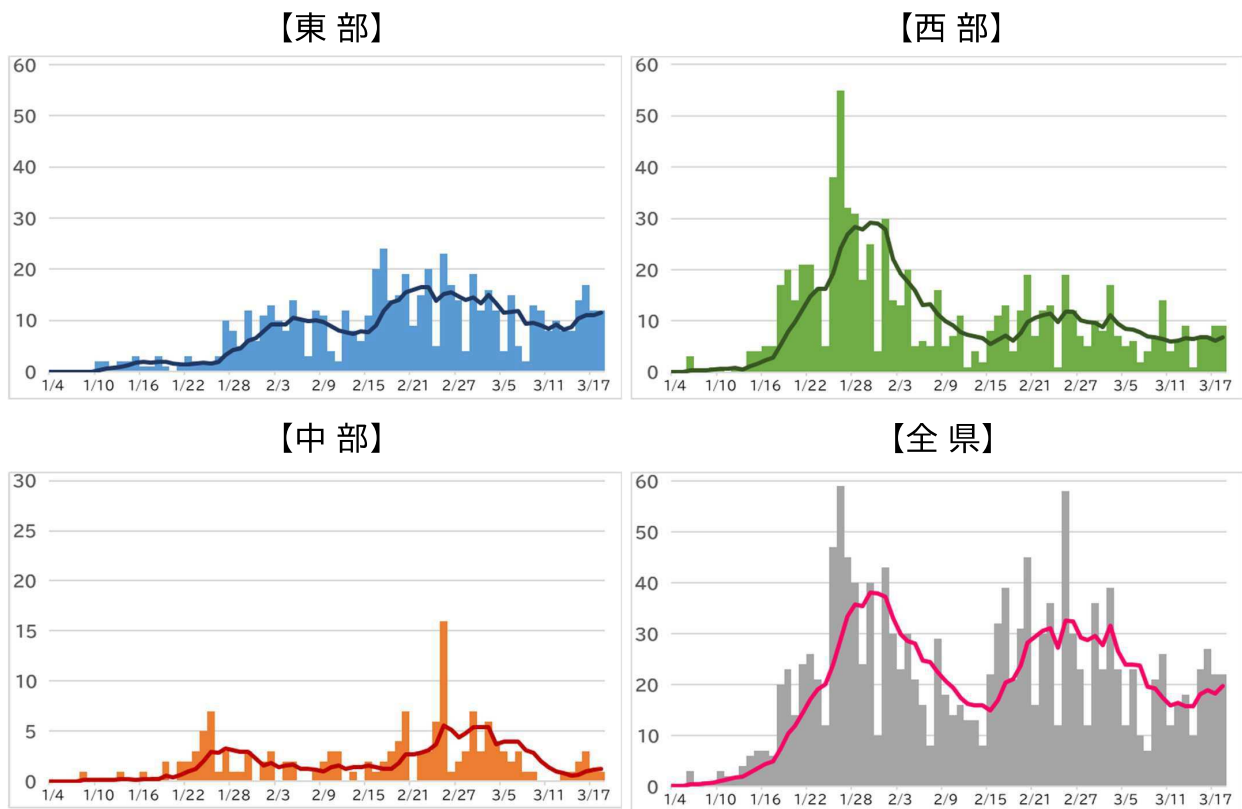
1/4～3/17の保健所ごとの累計発表陽性者数

管轄保健所	鳥取	倉吉	米子	全県計
累計陽性者数	2,577	805	3,282	6,664

21

# 第6波の感染経路不明者数の推移

【公表日ベース】



※折れ線グラフは7日間移動平均  
※3/18は速報値

22